

# 党 4 中全会決定の経済的意義

田中 修

## はじめに

10月20-23日に開催された党4中全会で採択された「法に基づく治国を全面推進するうえでの若干の重大問題に関する党中央の決定」の経済的意義につき、一部のメディアが解説を始めている。本稿ではその代表的なものとして、経済参考報2014年10月27日の論旨を紹介したい。

専門家は、ハイレベルの指導層が法治推進を強調している意図につき、政治的意図としては主として部門保護主義・地方保護主義を打破することであり、経済的意図としては経済改革と構造調整の難関攻略を更に進めるためのものと考えている。

## 1. 利点

党4中全会開催期間に7-9月期の経済データが公表され、GDP成長率は7.3%と、2009年4-6月期以来22四半期ぶりの低成長であった。

国家統計局の盛来雲スポークスマンは、「7-9月期の成長率が反落したのは、前年同期のベースが比較的高かったという原因のみならず、経済構造調整の陣痛が予想を上回ったからである」と述べた。

中国マクロ経済学会の王建副会長兼秘書長は、「内需型の成長に転換しなければならないという大調整の方向は早くから提起されていたのに、真剣に実施されていない。このため、**真の意義での構造調整は今日に至るまで発生しておらず、これが大きなリスクをはらんでいる<sup>1</sup>**」と指摘する。

北京大学経済研究所の蘇劍常務副所長は、次のように述べている。

「党18期4中全会は法に基づく治国を全面的に推進することを提起した。これは、中国経済の持続可能な発展のために良い処方箋を出し、現在の中国経済が低迷・停滞していることに劇薬を処方したものであり、将来の中国経済の発展に必ず重大で積極的な影響を生み出すことになるだろう。

一面において、法に基づく治国は、経済活動・社会活動における取引コストを引き下げることにより資するものであり、経済・社会の運営を更に順調・効率的にし、社会の資源を節約し、不必要な資源の消費を減らすことになる。

全会は、重大な政策決定の終身責任追及制度の確立、及び指導幹部の司法活動への関与・具体案件の処理への干渉の記録・通報・責任追及制度の確立を提起した。これは、人権を

---

<sup>1</sup> ゴチックは筆者。

保障し、公権力を制限し、権力を制度の籠の中に閉じ込める具体的措置であり、市場主体の運営コストを必ず引き下げ、市場競争がより文明的・公平になることを促進するものである。

他方で、法に基づく治国は社会・経済を奨励するメカニズムによって混乱を收拾し秩序を回復するものであり、経済成長方式の転換に資し、中国企業家群の転換・グレードアップをもたらすものである。

企業の経営活動はレント・シーキングから生産・正常なイノベーションへと転換し、企業家群はレント・シーキング式企業家からイノベーション型企業家へと転身することになる。企業家群の転身・グレードアップは、同時に中国企業界にとって初めて一からの全面的やり直し<sup>2</sup>を意味し、資本市場では合併再編の高波が出現するかもしれない。

取引コストを引き下げ、奨励メカニズムにより混乱を收拾し秩序を回復することは、経済全体にとってみれば、巨大で良性の供給の衝撃に相当し、マクロ経済にとっては経済成長を刺激し、インフレ率を引き下げる役割を有する」。

中国国際経済交流センターの鄭新立常務副理事長は、「市場経済の本質は法治経済であり、法治により市場競争を規範化することを通じて、各種市場主体が平等に競争へ参加できるようになり、企業の運営コストを引き下げることができ、各種所有制企業のために公平な競争環境を提供することになる」とする。

エール大学のローチ教授も、「法治の推進の趣旨は、改革再編における既得権益者の妨害を排除し、地方政府が権力を分散・濫用することによりもたらされる資源の誤配分と歪曲を奨励するメカニズムを回避することにある」と述べている。

## 2. 難点

国慶節前夜、世界五百強の会社に列せられるジョンソン・コントロールズが、全く新しい「YORK・YDST 蒸気タービン駆動型遠心式熱パイプ」及びエネルギー・環境問題の解決策を推進し、中国の大規模に集中する暖房供給のためにクリーンなエネルギーを提供することを発表した。これは、北方地域の冬季の石炭燃焼が生み出すエネルギー・環境・スモッグ等の問題を緩和することに資すると考えられている。

大気対策からすれば、これは重大な技術面のブレークスルーであるが、正にスモッグの被害を受けている北京では、環境保護主義者であっても、これに関心を示すものは少ない。

中国銀行の周景彤マクロ経済・政策高級研究員は、次のように述べている。

「中国が現在直面する多くの重大経済問題は、いずれも法執行が厳格でなく、法があってもこれに基づかないことと大きく関係している。もし、この方面がある程度向上すれば、環境保護・消費者権益の保障・科学技術イノベーション等の際立った問題の解決に非常に

---

<sup>2</sup> 原文では、「麻雀の牌をガラガラとかき混ぜる」という表現になっている。

資することとなる。

たとえば、現在中国が直面している大気・河川・土壌の汚染は、一面では体制に原因があり、更に深層のレベルでは、全社会の法制意識が希薄であり、法を設けこれに基づこうとせず、法執行が厳格でなく、法があってもこれに基づかず、政府が法に基づいて行政を行わないことに原因がある。

これは消費分野でも同様である。消費を拡大するには、労働者の所得を引き上げるだけでなく、公平で合理的・安全な消費環境を作り上げなければならない。今年の国慶節、海外ショッピングはピークを更新した。この1つの重要な原因は、国内商品の質が有効な保証を欠いていることにある。例を挙げれば、食品安全の方面では、法律の規定内容が交錯しているため多くの役所による管理をもたらしており、メラミンによる国内粉ミルク市場への打撃は今も存在する」。

国有資産監督管理委員会研究センターの胡暉研究員は、次のように述べている。

「相対的にみれば、経済成長に対する消費・環境の制約は、なお遠因といえる。最も直接的なものは、生産能力の過剰である。なぜ、経済構造調整の陣痛は予想を上回ったのか？少なくとも、大部分は生産能力過剰によるものである。

生産能力過剰等の構造的問題は、大きな程度において、各地方政府が片面的にGDP・財政収入・自身がコントロールする資源の拡張を追求し、資源・環境問題、民生問題を軽視したことにより生み出されたものである。

18期4中全会は、『法に依って政策決定し、重大な政策決定は終身責任追及する』ことを提起した。これは、地方の役人の行為に有効な制約を形成するものであり、これによって『目先のことばかり慮り、先のことを考えない』行為を有効に回避できるようになる」。

好い知らせとしては、18期4中全会閉幕の翌日、国務院は既に「法に基づく行政」について手配を開始している。李克強総理は、10月24日の国務院常務会議で、「特に強調しておくが、4中全会決定は『法に基づく治国』を堅持しなければならないことを明確にした。まずは、『憲法に基づく治国』『法に基づく執政』『憲法による執政』を堅持する」と述べている。

### 3. 希望

中国経済の成長がレベルダウンしたことは、経済構造に相応の調整を要求するものであるが、ただ需要構造・産業構造を調整しただけでは、せいぜい失速させないことを保証できるのみで、中国経済の潜在成長率を引き上げることはできない。それが可能となるのは、科学技術イノベーションを大いに進めることである。

国家発展改革委員会の王一鳴副秘書長は、「最近3年、中国経済の成長が顕著に鈍化している深層の原因は、人口構造に変化が発生していることである。被扶養者の人口比率が徐々

に高まっていることが、資本投入・労働投入の減少をもたらしている。このため、経済成長は、より多く技術イノベーション・科学技術の進歩に依拠する必要がある」とする。

法に基づく治国という方策の実施は、大きな程度において中国のイノベーション不足という矛盾の改善に資するものである。国務院は最近、「大衆による起業」「万人によるイノベーション」を繰り返し提起しているが、これはイノベーションの真のパワーが民間に由来することを見て取ったものである。

社会科学院工業経済研究所の原磊副研究員は、次のように述べている。

「18期3中全会は、『資源配分において市場の決定的役割を発揮させる』と提起したが、これは市場秩序の整備を前提としなければならない。現在、公平で効率の高い市場秩序が欠落していることが、民生企業の発展を制約する最大の障害となっている。法治は秩序を規範化する最も有効な手段であり、政府の行為に対して立法が規制を進めることを通じて、民営企業の発展のために頼りとなる保障を提供できるのである」。

24日の国務院常務会議は、重点分野の投融资メカニズムの刷新と、社会の有効な投資のために更に大きな空間を切り拓くことを決定した。

吉林省文化産業持株（グループ）有限公司の余雷総経理は、次のように述べている。

「法律による監督管理体系の方面で、2005年の『創業投資企業管理暫定弁法』は、『適度な監督管理』という原則を体現した創業投資基金の届出管理体制を確立したが、部門の法的地位が比較的低い等の要因の制約を受けて、法律の監督管理の効力が不足している。

近年、創業投資分野で法規違反の運用現象が出現しており、甚だしきは地方によって違法に資金を集める現象が出現している。その最も重要な原因は、法律による監督管理体系の効力が不足していることである。

現在、会社タイプの創業投資基金は、基金と投資家の2つの段階で二重の税負担を負っているため、税制優遇政策の効果が大きく損なわれ、工商登記・投資退出等の段階にまでも政策の障害が存在する。18期4中全会の改革の勢いを借りれば、国内創業投資体制はかなり速く歩み出すことができ、政策支援体系の機能と法律監督管理体系の機能の2方面で顕著な向上をみることができよう」。

また、中国銀行の周景彤マクロ経済・政策高級研究員は、次のように述べている。

「法治観念を強化することは、知的財産権の保護と、学術面での反腐敗を引き続き推進することに資する。現在、中国のイノベーションの主体は企業・科学研究院・高等教育機関であり、もし知的財産権の保護制度が市場の発展にはるかに及ばないならば、これらの主体はイノベーションの動力を欠くことになる。もし科学研究経費が大量に流用・濫用されれば、これらの主体の潜在的なイノベーション能力は十分発揮し難い」。

(10月29日記)